



基発0207第4号
平成24年2月7日

社団法人 日本作業環境測定協会
会長 殿

厚生労働省労働基準局長

作業環境測定基準の一部を改正する告示等の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、屋内作業場等について行う作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境管理については、労働者の健康確保のための手法として定着し、重要な役割を果たしているところです。

平成22年度管理濃度等検討会報告書（平成23年6月）において、従来から作業環境測定を実施することとなっている物質のうち、ベンゾトリクロリド等7物質の管理濃度等について、最新の知見により改正することが適当とされました。これを踏まえ、作業環境測定基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第42号）、作業環境評価基準の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第43号）、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第45号）及び特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第44号）がいずれも平成24年2月7日に公布されました。

また、ベンゾトリクロリドの管理濃度を新たに設定することに伴う所要の改正を行う特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第18号）も同日公布され、これらは4月1日から適用又は施行されるところです。

つきましては、上記省令及び告示の内容は、別添及び下記のとおりですので、貴団体におかれましては、貴会会員に対して、周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条の2関

係

「ベンゾトリクロリド」について、従来から、作業環境測定を行った結果については記録し保存しなければならないが（特定化学物質障害予防規則第36条第2項）、今般、3の（1）により管理濃度を新たに設定することから、作業環境測定の結果を評価しなければならないこととしたこと。そのため、測定した結果と併せて、評価した結果を記録することとしたこと。

2 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）別表第1関係

「ベンゾトリクロリド」の試料採取方法について、従来は直接捕集方法のみであったが、固体捕集方法を追加したこと。

なお、固体捕集方法によるより高い精度で測定できる具体的な方法としては、加熱脱着捕集管にて捕集後、加熱脱着により分離したものを試料として、ガスクロマトグラフ分析方法（GC-FID法）により分析するものがあること。

3 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）別表関係

(1) 「ベンゾトリクロリド」について、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）は、ばく露限界値として天井値で0.1ppmを勧告していることから、管理濃度の値としては、測定の定量下限をも考慮して、0.05ppmと新たに設定したこと。このようなことから、可能であれば、0.05ppmよりも可能な限り低く抑えることが望ましい。

(2) 「エチレンイミン」等6物質については、管理濃度の値を小さくしたこと。

なお、「硫化水素」の管理濃度は、従来5ppmであったものを、1ppmに改正したが、測定方法は、従来から検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができるとしており（作業環境測定基準第10条第2項）、管理濃度の値を小さくした後であっても、測定値に影響を及ぼすおそれのある物質がない時は、検知管方式による測定機器と同等以上の性能を有する測定機器（例えばガスセンサー）を使用することが可能であること。

4 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）第1号の表関係

「ベンゾトリクロリド」、「エチレンイミン」又は「硫化水素」が発散する作業場に設ける局所排気装置の性能要件を、3の改正に伴い改正したこと。

5 特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件（平成15年厚生労働省告示第378号）関係

ベンゾトリクロリドが発散する作業場に設ける局所排気装置の稼働要件を定めたこと。

6 屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の6(2)イ(イ)中、「令別表第3第1号6」の下に「若しくは7」を加え、別表第1中、以下の「物の種類」の下欄「管理濃度等」を次のように改正する。

物の種類	管理濃度等
1～6 (略)	
7 エチレンイミン	0.05ppm
8～40 (略)	
41 ベンゾトリクロリド	0.05ppm
42～47 (略)	
48 硫化水素	1ppm
49～58 (略)	
59 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	0.1ppm
60～66 (略)	
67 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	50ppm
68～70 (略)	
71 酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸ノルマルーアミル)	50ppm
72～92 (略)	
93 メチルイソブチルケトン	20ppm
94～114 (略)	

○厚生労働省令第十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項及び第三項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第一項中「若しくは6」を「6若しくは7」に改め、同条第三項中「別表第三第一号6」の下に「若しくは7」を加える。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第一ベンゾトリクロリドの項中「直接捕集方法」を「固体捕集方法又は直接捕集方法」に改める。

○厚生労働省告示第四十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表五の項中「〇・五 ppm」を「〇・〇五 ppm」に改め、同表二十八の項の次に次のように加える。

二十八の二	ベンゾトリクロリド	〇・〇五 ppm
-------	-----------	----------

別表三十二の項中「五 ppm」を「二 ppm」に改め、同表四十三の項中「五 ppm」を「〇・一 ppm」に改め、

同表五十一の項及び五十五の項中「二〇〇 ppm」を「五〇 ppm」に改め、同表七十七の項中「五〇 ppm」を

「二〇 ppm」に改める。

○厚生労働省告示第四十五号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（同令第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「若しくは6」を「6若しくは7」に改め、同号の表ベリリウム及びその化合物の項の次に次のように加える。

ベンゾトリクロリド

○・○五立方センチメートル

第一号の表エチレンイミンの項中「一ミリグラム又は○・五立方センチメートル」を「○・○五立方センチメートル」に改め、同表硫化水素の項中「五立方センチメートル」を「一立方センチメートル」に改める。

第二号中「5若しくは7」を「若しくは5」に改める。

○厚生労働省告示第四十四号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イ中「若しくは6」を「6若しくは7」に改める。

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（測定結果の評価）</p> <p>第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。</p>	<p>（測定結果の評価）</p> <p>第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。</p>

作業環境評価基準の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
一～四（略）	（略）	一～四（略）	（略）
五 エチレンイミン	○・○五 ppm	五 エチレンイミン	○・五 ppm
六～二十七（略）	（略）	六～二十七（略）	（略）
二十八 ベンゼン	（略）	二十八 ベンゼン	（略）
二十八の二 ベンゾトリクロリド	○・○五 ppm	二十八の二（新設）	（新設）
二十九 ペンタクロルフェノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩	（略）	二十九 ペンタクロルフェノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩	（略）
二十九の二～三十一（略）	（略）	二十九の二～三十一（略）	（略）
三十二 硫化水素	一 ppm	三十二 硫化水素	五 ppm
三十三～四十二（略）	（略）	三十三～四十二（略）	（略）
四十三 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	○・一 ppm	四十三 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	五 ppm
四十四～五十（略）	（略）	四十四～五十（略）	（略）
五十一 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	五〇 ppm	五十一 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	一〇〇 ppm
五十二～五十四（略）	（略）	五十二～五十四（略）	（略）
五十五 酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸ノルマルアミル）	五〇 ppm	五十五 酢酸ノルマルペンチル（別名酢酸ノルマルアミル）	一〇〇 ppm
五十六～七十六（略）	（略）	五十六～七十六（略）	（略）

備考 (略)	七十七 トン	メチルイソブチルケ
	七十八〜八十一 (略)	二〇 ppm

備考 (略)	七十七 トン	メチルイソブチルケ
	七十八〜八十一 (略)	五〇 ppm

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九の二号から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九の二号から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>

ベリリウム及びその化合物	(略)	(略)
ペンゾトリクロロド	○・○五立方センチメートル	(略)
アクリルアミド	(略)	(略)
エチレンイミン	○・○五立方センチメートル	(略)
硫化水素	一立方センチメートル	(略)

二 令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの、同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三・ブタジエン若しくは一・三・ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表(略)

ベリリウム及びその化合物	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(略)
アクリルアミド	(略)	(略)
エチレンイミン	一ミリグラム又は○・五立方センチメートル	(略)
硫化水素	五立方センチメートル	(略)

二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの、同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三・ブタジエン若しくは一・三・ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表(略)

特定化学物質障害予防規則第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○特定化学物質障害予防規則第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三條、第四條第三項又は第五條第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三條第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフイドの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三條、第四條第三項又は第五條第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三條第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフイドの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>